

令和6年12月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月23日（月曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 森永 良仁 新原 正次
岩屋 美智子 田中 雄策 増田 賢造 前原 幸太郎
田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 永田 利広 津口 えりこ 坂元 清美
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 庄村 里世
中津 ゆみ子 土器 三紀夫 中津 富夫 米倉 千春
山口 長徳 鶴田 幸一 園田 義保 吐師 伸次郎
吉田 尚美 上村 ゆかり

欠席委員

【農業委員】 山下 正成

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎 農地調整係長 塩入 友之
農地調整係主査 大園 あけみ 農地調整係主査 宮原 直子
農地調整係主任主事 馬越脇 浩

議

題

- 報告第 15号 農地等の合意解約について
- 報告第 16号 競売農地の売却決定に伴う農地法第3条の規定による許可書の交付について
- 議案第 48号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 49号 農用地利用集積計画について
- 議案第 50号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 51号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 52号 非農地証明願いについて
- 議案第 53号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

事務局長	おはようございます。 ただいまから、令和6年12月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。（一同礼） ご着席ください。 それでは、会長より挨拶並びに会務報告をお願いします。
議長（会長）	（挨拶並びに会務報告） 以上で報告を終わります。 次に、委員の出席状況を報告します。 山下委員が欠席、宮田委員が遅刻されるそうです。 よって、ただいまの出席者は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員17名で定足数に達しています。 計26名です。 これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に森永委員と田中委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第15号、報告第16号及び議案第48号から議案第53号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。
事務局長	（議案朗読）
議長（会長）	議案の朗読が終わりました。 これより報告及び議案の審議に入ります。 まず、報告第15号、「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第15号、「農地等の合意解約について」ご説明します。

議長（会長）	議案書 1 ページです。 今月の合意解約件数は 19 件です。 次の 2 ページです。 令和 6 年 12 月の合意解約一覧については、ご覧のとおりです。 今月の総会案件と関連がないものについてのみご説明します。 初めに、整理番号 5 番ですが、今後農地法第 3 条による売買予定のため解約するものです。 次のページになります。 整理番号 16 番及び 17 番ですが、これは貸人が自作するため解約するものです。 次、整理番号 18 番ですが、これは管理人の農地管理不良のため解約するものです。 説明が終わりました。 質問はありませんか。 （質問なし）
議長（会長）	質問がないようですので、次に、報告第 16 号、「競売農地の売却決定に伴う農地法第 3 条の規定による許可書の交付について」の説明をお願いします。
事務局	報告第 16 号、「競売農地の売却決定に伴う農地法第 3 条の規定による許可書の交付について」説明します。 4 ページです。 記載のとおり、競売農地を落札した者から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出がありました。 許可書交付件数は 1 件です。 内容に入ります。 次の 5 ページです。 整理番号 1 番。落札した者は記載のとおりで、その者の申請地は、競売結果欄の物件番号 1 から 3 までの田 3 筆、2, 149 平米、

議長（会長）	また、物件番号４の田１筆、２，７７５平米を落札しました。 農地法第３条の規定による許可申請については、備考欄のとおり申請内容が令和６年９月開催の総会において承認されました。 買受適格証明願いと内容が異なっていないことから、同総会時の付帯決議のとおり、令和６年１１月１５日付で所有権移転の許可書を交付しました。 説明が終わりました。 質問はありませんか。 （質問なし） 質問がないようですので、以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、議案第４８号、「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４８号、「農地法第３条の規定による許可申請について」説明します。 ６ページをご覧ください。 今月の許可申請件数は、所有権移転のみ１０件となります。 申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。 それでは説明します。 次の７ページになります。 整理番号１番。 田１筆、１，０９８平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号２番。 次の８ページまでになります。 田３筆、１，９３３平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。

	整理番号3番。 田1筆、481平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、森永委員の掘り起こしです。 整理番号4番。 畑1筆、3,851平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号5番。 次の9ページまでになります。 田1筆、554平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。 整理番号6番。 田2筆、畑1筆、計3筆、2,866平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号7番。 田4筆、1,980平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号8番。 田2筆、畑1筆、計3筆、2,739平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号9番。 次の12ページまでになります。 田1筆、1,382平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。 整理番号10番。 畑1筆、857平米の売買です。
--	--

議長（会長） 増田委員	価格は総額〇〇〇円です。 以上所有権移転１０件です。 事務局の説明が終わりました。 議案第４８号については、各担当委員に現地確認等をしていただいています。 土地の現地確認と、申請人「受け人」の確認の状況について各委員から報告をお願いします。 まず、所有権移転、整理番号１番の土地の報告を増田委員に、申請人「受け人」の報告を新原委員をお願いします。 まずは、土地の報告を増田委員をお願いします。 申請農地の調査について報告します。 整理番号１番について、申請地は〇〇〇自治会内にあります。 申請地周辺の状況ですが、周辺一帯は基盤整備が行われた水田で、現在も水田として耕作されています。
議長（会長） 新原委員	次に、申請人「受け人」の報告を新原委員をお願いします。 整理番号１番の受け人について報告します。 受け人は〇〇〇自治会に居住されていて、譲渡人との関係は友人で、営農状況は専業農家です。 所有地の畦畔の管理は良好で、地域との調和も良いです。 今後、当農地は水田として管理していくことのことでした。 何ら問題ないと判断しました。
議長（会長） 米倉委員	次に、所有権移転、整理番号２番の土地及び申請人「受け人」の報告を、米倉委員をお願いします。 整理番号２番の農地計４筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。 新しくできました〇〇〇公民館から南へ１００メートルぐらいの位置で、基盤整備はされていて、農地の地形は１筆が長方形、３筆は台形と概ね良好です。

議長（会長）	申請農地周辺一帯は水田です。 日照、接道、用排水の状況も良好です。 現在イタリアンが芽吹いていました。 続いて、整理番号2番の受け人について報告します。 受け人の営農状況は、稲作主体の兼業の農家です。 渡し人との関係は、知人を介しての紹介だそうです。 後継者は息子さんが2人市内に住んでいますが、まだ将来はわかりません。 取得後は稲作をされる予定です。 所有農地の畦畔の管理も良好で、地域との調和も良好です。 次に、所有権移転、整理番号3番の土地及び申請人「受け人」の報告を森永委員にお願いします。
森永委員	整理番号3番について報告します。 申請地は、国道沿いの〇〇〇〇から〇〇〇〇の途中100メートル北で、〇〇〇自治会にあります。 日照、接道、用排水も良好な農地です。 受け人の農地が15アール、それと10アール、その隣の5アールに隣接する農地です。 そういう関係で水の管理がしやすいということで、本人から購入はできないかと相談を受けて、譲渡人に話をし同意されたものです。 受け人は、稲作と果樹、栗の専業農家ですが、所有地の管理は良好と判断しました。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号4番の土地の報告を竹下会長代理に、申請人「受け人」の報告を森永委員にお願いします。
竹会長代理	まずは、土地の報告を竹下会長代理にお願いします。 それでは、所有権移転、整理番号4番について農地の説明をします。

	場所は、〇〇〇地区の〇〇にあります。 農免道路の〇〇〇〇を過ぎて少し上がるとカーブしますが、そこをまっすぐ〇〇地区に入って行ったところにあります。 基盤整備はされていません。 農地の形状は、大体正方形に近いですが、内部の方が荒廃していて、でこぼこで、もし露地野菜等を作るのであれば相当な整備が必要だと思われました。 周辺一帯は畑及び山林に囲まれています。 獣害用のフェンスが一帯を取り囲んでおり、整備されたところです。 山で大きな木が多くありますから、日照もまあまあかと。 接道は良好です。 用排水に関しても畑ですから、よく確認ができませんでした。 申請農地に関しては、完全に遊休化しています。 果樹等を栽培するのであればそれほど問題はないと思いますが、露地野菜等を作るのであれば大変な土地でした。
議長（会長）	次に、整理番号４番の申請人「受け人」の報告を森永委員にお願いします。
森永委員	整理番号４番の受け人の状況について報告します。 受け人については、露地野菜と今後この農地を購入して果樹、栗とゆずを栽培したいという意向でした。 栗についてはＪＡへ出荷や中利缶詰等に出されますが、ゆずについては須木特産へ出していきたいという意向でした。 所有農地の畦畔の管理とか、地域との調和は良いと判断しています。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号５番の土地及び申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。
増田委員	申請人「受け人」と申請農地の両方について報告します。

議長（会長）	整理番号5番の申請地及びその周辺の状況ですが、申請地は水田ですが、日照、接道、用排水の悪い場所です。 受け人の営農状況ですが、受け人は〇〇〇で休日に管理をされています。 受け人は、定年後実家の後継者としてされるそうです。 水利も接道も非常に悪いです。 そういう条件でこのような金額になりました。 次に、所有権移転、整理番号6番の土地の報告を杉元委員に、申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。 まずは、土地の報告を杉元委員にお願いします。
杉元委員	申請農地、整理番号6番について報告します。 申請農地は〇〇自治会内にあり、東側は長江川、南は吉都線、西側は農地、北側は〇〇〇〇になっています。 周辺は、耕地整理はしてありません。 日照、接道、用排水は特に問題はありません。 現在イタリアンが作付されています。
議長（会長）	次に、整理番号6番の申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。
山口委員	整理番号6番の受け人の状況について報告します。 受け人は、〇〇自治会内に住まわれています。 受け人の営農状況は、稲作と繁殖牛の複合経営です。 地域との調和については、所有農地は畔や用水路の管理も適切に管理されており、問題はないと判断します。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号7番も同様に、土地の報告を杉元委員に、申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。 まずは、土地の報告を杉元委員にお願いします。
杉元委員	整理番号7番の農地について報告します。 申請地は〇〇自治会内で、国道の〇〇橋の南側になります。

議長（会長）	周辺は農地と太陽光施設で、耕地整理はしてありません。 日照、用排水は問題ありませんが、接道に問題があります。 現在はイタリアンが作付されています。 次に、整理番号7番の申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。
山口委員	整理番号7号の受け人の状況について報告します。 先ほど申したとおり、〇〇自治会内に住まわれています。 受け人の状況は、稲作と繁殖の複合経営です。 地域との調和については、所有農地については畦や用水路の管理を適切に管理されており、問題ないと思います。 ただですね、後継者について高齢な方ですので申し上げておきます。 3年ほど前、親戚の方で、〇〇県ですが30歳ぐらいの方が来られたのですが、乗用車を買ってほしいとか、和牛の堆肥を出す作業をしたら戻って行ったとのこと。そういう前例があり、いま奥さんの親戚の方を何とかしていただくという努力をしている最中です。 所有農地については、畔や用水路の管理も適切に管理されており、問題ないとは思いますが。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号8番の土地の報告を吉田委員に、申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。 まずは、土地の報告を吉田委員にお願いします。
吉田委員	整理番号8番の農地計3筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。 申請農地3筆は、現在1枚の四角い田に整備されていました。 北側は竹林で、南側と東側は水田です。 日照、接道、用排水も良好です。
議長（会長）	次に、整理番号8番、申請人「受け人」の報告を増田委員にお願い

増田委員	します。 受け人について報告します。 整理番号８番について、受け人の営農状況ですが、稲作主体の専業農家で後継者もいます。 地域との調和について、受け人は専業農家で後継者もあり、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号９番の土地及び申請人「受け人」の報告を、増田委員にお願いします。
増田委員	申請人「受け人」、申請農地の両方の調査について報告します。 整理番号９番について、申請地及びその周辺の状況は、申請地は水田ですが、進入道路、いわゆる接道がありません。 管理がしにくい場所です。 受け人の状況ですが、園芸、稲作、畜産を行っている専業農家です。 地域との調和について、譲受人は後継者として頑張っています。 この土地は面積の割に売買金額は少ないですが、接道が無いということで、隣接地の方に無理に相談して購入していただきました。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号１０番の土地及び申請人「受け人」の報告を田中委員にお願いします。
田中委員	整理番号１０番について報告します。 申請地は〇〇〇自治会で、〇〇〇のそばにあります。１４日に譲受人宅へ訪問しまして、同じく譲渡人も同席の下話し合いを行い、両方とも納得の上同意されました。 受け人は、自宅そばにいちごのビニールハウスがあり、隣に譲渡人の畑があるために、その畑を譲ってもらえないかという相談がありました。 最初は返事がなく、二日後に相談の上売買が成立しました。 畑は、日照、接道、用排水ともに良好です。

議長（会長）	各委員からの調査報告が終わりました。
事務局	続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。 今回の申請内容については、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。 農地法第3条第2項第6号については、委員の皆様から事前調査の報告があったとおり、地域との調和要件など問題はないということです。 したがいまして、計10件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。
議長（会長）	ただいま説明が終わりました。 これより、議案第48号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第48号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 次に、議案第49号、「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	13ページになります。 議案第49号、「農用地利用集積計画について」説明します。 今月の計画件数は、所有権移転8件となっています。

	申出人の住所、氏名、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。 また、法人の場合は年齢が空欄となります。 14ページです。 整理番号1番。 田1筆、1,582平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号2番。 田2筆、950米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 15ページです。 整理番号3番。 田1筆、814平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 岩屋委員の掘り起こしです。 整理番号4番。 畑2筆、1,385平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 16ページです。 整理番号5番。 田3筆、2,985平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号6番。16ページから17ページです。 田2筆、1,976平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号7番。 畑1筆、1,663平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。
--	--

議長（会長）	18ページです。 整理番号8番。 田1筆、509平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 米倉委員の掘り起こしです。 以上計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 事務局の説明が終わりました。 これより議案第49号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第49号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 なお、議案第49号については原案のとおり決定した旨を市長に通知します。 次に、議案第50号、「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第50号、「農用地利用集積等促進計画について」

	説明します。 別冊の資料をご覧ください。 今月の計画件数は58件です。 申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については特記事項のみを説明し、他は省略します。 それでは、資料の20ページをご覧ください。 整理番号1番。 畑1筆、3,026平米の使用貸借です。 田中委員の掘り起こしです。 整理番号2番。 畑5筆、4,026平米の賃貸借です。 整理番号3番。 畑1筆、1,001平米の使用貸借です。 整理番号4番。 畑6筆、5,518平米の使用貸借です。 田上委員の掘り起こしです。 整理番号5番。 畑4筆、4,481平米の使用貸借です。 田上委員の掘り起こしです。 整理番号6番。 畑2筆、1,769平米の使用貸借です。 21ページをご覧ください。 整理番号7番。 田5筆、7,800平米の使用貸借です。 園田委員の掘り起こしです。 整理番号8番。 田10筆、7,997平米の使用貸借です。 園田委員の掘り起こしです。
--	---

	整理番号 9 番。 田 4 筆、畑 2 筆、計 6 筆、7, 8 5 3 平米の賃貸借です。 園田委員の掘り起こしです。 2 2 ページをご覧ください。 整理番号 1 0 番。 田 2 筆、3, 2 4 8 平米の使用貸借です。 整理番号 1 1 番。 畑 1 筆、1, 6 0 7 平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号 1 2 番。 畑 1 筆、4, 0 7 0 平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号 1 3 番。 畑 1 筆、6, 4 0 7 平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号 1 4 番。 畑 1 筆、6, 6 2 8 平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号 1 5 番。 畑 1 筆、2, 4 4 4 平米の使用貸借です。 整理番号 1 6 番。 畑 2 筆、3, 8 0 0 平米の使用貸借です。 整理番号 1 7 番。 畑 4 筆、8, 6 5 5 平米の使用貸借です。 整理番号 1 8 番。 田 2 筆、1, 5 9 2 平米の賃貸借です。 2 3 ページをご覧ください。 整理番号 1 9 番。
--	---

	畑8筆、4， 1 2 8平米の賃貸借です。 整理番号2 0番。 田1筆、2， 1 1 5平米の賃貸借です。 整理番号2 1番。 田6筆、6， 8 7 2平米の賃貸借です。 整理番号2 2番。 田1筆、2， 1 0 5平米の賃貸借です。 整理番号2 3番。 田1筆、2， 3 4 4平米の賃貸借です。 整理番号2 4番。 田2筆、4， 2 3 2平米の賃貸借です。 2 4ページをご覧ください。 整理番号2 5番。 畑2筆、8， 5 3 3平米の賃貸借です。 整理番号2 6番。 田1筆、9 3 8平米の賃貸借です。 整理番号2 7番。 田2筆、2， 2 1 0平米の賃貸借です。 整理番号2 8番。 田3筆、3， 9 9 8平米の賃貸借です。 整理番号2 9番。 田2筆、畑1筆、計3筆、7， 2 1 4平米の賃貸借です。 整理番号3 0番。 田1筆、9 7 3平米の賃貸借です。 整理番号3 1番。 田3筆、4， 4 2 5平米の賃貸借です。 整理番号3 2番。 田1筆、5 6 9平米の使用貸借です。
--	--

	25ページをご覧ください。 整理番号33番。 田1筆、922平米の賃貸借です。 整理番号34番。 田2筆、2,770平米の賃貸借です。 整理番号35番。 田3筆、7,859平米の賃貸借です。 整理番号36番。 田1筆、1,626平米の賃貸借です。 整理番号37番。 田5筆、6,389平米の賃貸借です。 整理番号38番。 田7筆、7,414平米の賃貸借です。 26ページをご覧ください。 整理番号39番。 田2筆、6,498平米の賃貸借です。 整理番号40番。 田3筆、2,599平米の賃貸借です。 整理番号41番。 畑2筆、700平米の賃貸借です。 整理番号42番。 田1筆、908平米の賃貸借です。 整理番号43番。 田1筆、1,991平米の賃貸借です。 整理番号44番。 田2筆、1,342平米の使用貸借です。 整理番号45番。 畑3筆、1,886平米の賃貸借です。
--	--

	整理番号４６番。 田１筆、８７８平米の賃貸借です。 森永委員の掘り起こしです。 整理番号４７番。 田１筆、２，８６５平米の賃貸借です。 森永委員の掘り起こしです。 ２７ページをご覧ください。 整理番号４８番。 畑２筆、６，０４９平米の賃貸借です。 稲田会長の掘り起こしです。 整理番号４９番。 ２７ページから２８ページをご覧ください。 田２３筆、畑６筆、農業用施設１筆、計３０筆、２４，２１５平米の使用貸借です。 整理番号５０番。 田１筆、８６５平米の賃貸借です。 整理番号５１番。 田３筆、９，０５３平米の賃貸借です。 整理番号５２番。 田１筆、１，３７２平米の賃貸借です。 整理番号５３番。 田１筆、４４４平米の使用貸借です。 岩屋委員の掘り起こしです。 整理番号５４番。 田２筆、７４９平米の使用貸借です。 岩屋委員の掘り起こしです。 整理番号５５番。 田１筆、９３６平米の賃貸借です。
--	---

議長（会長）	29ページをご覧ください。 整理番号56番。 田1筆、2, 100平米の賃貸借です。 整理番号57番。 田3筆、2, 752平米の賃貸借です。 整理番号58番。 畑1筆、198平米の使用貸借です。 以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。 事務局の説明が終わりました。 これより議案第50号の審議に入ります。 まず、整理番号2番と整理番号58番の出し手は、〇〇委員であります。 よって、整理番号2番と整理番号58番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号2番と整理番号58番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号2番と58番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）

議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	次に、整理番号３番の出し手と受け手は、〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号３番も同様に、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号３番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号３番は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	次に、整理番号６番の出し手と受け手は、〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号６番も同様に、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）

議長（会長）	それでは、整理番号６番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号６番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	次に、整理番号の１０番の出し手と受け手は、〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号１０番も同様に、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号１０番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号１０番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。

議長（会長）	〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席） 次に、整理番号２６番の受け手は、〇〇委員です。 よって、整理番号２６番も同様に、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号２６番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号２６番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	それでは、整理番号２番、３番、６番、１０番、２６番及び５８番を除く議案第５０号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号２番、３番、６番、１０番、２６番及び５８番を除く議案第５０号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求

	申請地は、大字〇〇、畑1筆、27平米を一般個人住宅用通路として申請するものです。 権利関係は売買です。 事業費については、土地購入費〇〇〇円です。 自己資金にて対応されます。 雨水については、住宅地内の集水マスを経て西側道路側溝にて処理されます。 続きまして、議案第52号、「非農地証明願い」について説明します。 32ページです。 今月の証明願い件数は1件です。 申請人等の住所、氏名、立地基準については省略します。 33ページです。 整理番号1番。 申請地は、大字〇〇、畑1筆、1,719平米です。 申請理由は山林です。
議長（会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。
前原第3小委員会委員長	議案第51号、議案第52号については、先日12月20日に第3小委員会で審議がされていますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。 それでは、第3小委員会の報告を行います。 会長から招集を受けまして、12月20日に、委員7名、事務局3名の計10名の出席の下、第3小委員会を開催しました。 今回の議案は、農地法第5条申請2件、非農地証明願い1件、計3件です。 初めに、議案第51号、農地法第5条申請、整理番号1番について説明します。 譲受人は、親の所有する宅地、居宅、車庫、物置を譲り受けました

	が、一部が隣接する農地になっていることが判明したため申請されたものです。 場所は、〇〇〇〇からえびの〇〇〇方面へ約300メートルの市道沿いに位置します。 申請地の状況は、北側が譲受人の住宅に接し、東側、南側は農地、西側は市道に接しています。 南側の隣接農地との境界には石積みを設置しており、農地側には畔が造っており、現状で支障なく耕作されていまして耕作上影響はないと判断し、その他問題は見当たりませんでした。 次に、整理番号2番について説明します。 譲受人は、宅地を購入し住宅を建設するため、市の建築担当と協議したところ、従前から使用されていた進入路は赤道、いわゆる道路法上の道路ではないことが判明し、建築基準法においては道路法に規定された道路に接しなければならないことから、市道に接した新しい進入路を確保するため申請されたものです。 申請地は、真幸の〇〇〇〇から〇〇〇方面へ進み、JR〇〇踏切を過ぎて、さらに北へ約200メートル進んだところに位置します。 申請地は、以前農振農用地の除外案件として総会で審議された経緯がある土地で、その後農振農用地から除外されています。 申請地の状況は、北側、東側は宅地、南側は雑種地、西側は市道に接しています。 この申請地は、市道沿いの農地の一部を分筆して申請されておりますが、農地の端を転用されるもので周囲農地への影響ないと判断いたしました。 その他問題は見当たりませんでした。 次に、議案第52号、「非農地証明願いについて」説明します。 整理番号1番。
--	---

議長（会長）	申出地は、〇〇〇地区にあります。 農免道路沿いの〇〇〇〇から南に１．３キロメートルのところで、〇〇〇〇の南約５０メートルの山林の中に位置します。 申出地の状況は、四方が山林に囲まれていますので、周囲には農地がなく、杉植林後１０年以上経過しており、非農地としてもやむを得ないと判断しました。 以上、第３小委員会は慎重審議しました結果、農地法第５条申請２件、非農地証明願い１件、計３件については全会一致で許可相当または非農地相当と判断しました。 皆様のご審議をお願いし、第３小委員会の報告を終わります。 第３小委員会委員長報告が終わりました。 ここで、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
事務局	判断根拠を説明します。 農地法第５条の規定による転用許可申請について、一般基準については申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。 立地基準についても、小委員長報告にあったとおり問題ないということです。 また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及びえびの市農業委員会農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。 よりまして、今月の議案第５１号、５２号の計３件については、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて満たしていると判断します。
議長（会長）	ただいま第３小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。 これより議案第５１号、議案第５２号の審議に入ります。 議案第５１号、５２号について一括して各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

宮田委員	その参考までに、議案第51号の整理番号2番について伺います。参考のためですが、受け人と渡し人とのご関係はどういう関係になりますか。
事務局	関係については、詳細は確認していません。
宮田委員	同じ集落の方なんですか。
事務局	今、整理番号2番の譲受人と渡し人の関係ということですが、この件についてはおそらく他人だと思われます。 今回のこの転用は、この譲受人の方が住宅を新築され建築される際に、要は道路法上の道路に接していないといけません。 赤道（あかみち）という、先ほど委員長から報告説明がありましたけども、赤道に接していましたので、建築基準法をクリアするためには、そういった道路、いわゆる市道等に接しなければならないという規定がありますので、その道路に接するため進入路を確保するために、この譲渡人の方にご相談されたのだと思います。 それで、売買ですので特段親子とか、そういった親族間でのやりとりではないとは思いますが、詳細には確認は取れておりません。 譲受人が宅地に進入路として必要だったことから、この譲渡し人にご相談されたのだと思われます。
宮田委員	わかりました。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。
	（質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第51号及び議案第52号に対する第3小委員会の判断は、許可相当または非農地として承認相当です。 また、事務局の判断も許可相当または非農地として承認相当です。お諮りします。 議案第51号及び52号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議長（会長）	（全員挙手） 全員賛成と認めます。 議案第５１号及び議案第５２号は、原案のとおり決定します。 また、議案第５１号については許可相当として知事に意見書を送付します。 次に、議案第５３号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	３４ページの議案第５３号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」説明します。
事務局	内容の前に、制度について概略を説明します。 生前一括贈与に係る納税猶予の制度は、農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられた制度で、贈与する者が農地の全部を農業後継者である推定相続人に贈与した場合に、贈与を受けた農地について、後継者が農業を営んでいる限り贈与税が猶予され、いずれかが死亡した時に贈与税が免除となる制度です。 当該証明書は、生前一括贈与に関わる納税猶予を受けるために、３年に１度税務署に提出する書類で、農業委員会より農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行しなければならないため、本日の議案で審議していただくものです。 ３４ページです。 今回の証明願い件数は２件で、継続の案件です。 ３５ページが対象者の一覧となります。
議長（会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 ここで、対象者２名について担当委員により本人に聴取を行っていただいていますので、各委員から報告をお願いします。 まず、整理番号１番の報告を米倉委員をお願いします。
米倉委員	整理番号１番の受贈者は、現在稲作をされる専業農家です。

議長（会長） 新原委員	高齢となられて作業の委託等などもされていますが、会社にお勤めの後継者も近くに住んでいることから、今回の証明を行うことについて何ら問題はないかと思います。 次に、整理番号２番の報告を新原委員にお願いします。 整理番号２番の受贈者について報告します。 受贈者は〇〇自治会内に居住されていて、営農状況は稲作主体の兼業農家です。 引き続き農業経営を行っていることから、今回の証明書発行については何ら問題ないことを報告します。
議長（会長）	各委員からの報告が終わりました。 これより議案第５３号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第５３号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 議案第５３号は原案のとおり決定します。 なお、決定した対象者には「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を発行します。 以上で本日の議案審議は終了しました。 午前１１時２３分終了

